**J－クレジット取得に必要となる申請資料の提出に関する特記仕様書**

(目的)

第１条　本特記仕様書は、今治市が取り組む高炉セメントコンクリートを使用したJ－クレジットの取得申請に必要となる資料作成・提出に必要な事項について定めるものである。

(対象工事)

第２条　１件あたりの高炉セメントコンクリートの総使用量が当初契約時において100㎥以上となる工事。

(提出資料)

第３条　受注者は、受注した工事が第２条による対象工事である場合は、以下の資料をJ－クレジットの取得申請用資料として、工事完成後、以下の資料を速やかに監督員に提出しなければならない。

１　配合別打設数量表(様式28)

２　レディーミクストコンクリート配合計画書

　　・対象工事で使用した高炉セメントコンクリートの配合計画書及び同規格の普通セメントコンクリートの配合計画書(参考資料)を提出すること。

　　・配合計画ごとに提出すること。

　　・コンクリート工場ごとに提出すること。

３　コンクリート工場の日本工業規格適合認証書(JIS認証書)

　　・コンクリート工場ごとに提出すること。

(適用除外)

第４条　第３条２のレディーミクストコンクリート配合計画書及び同条３のコンクリート工場の日本工業規格適合認証書については、受注者がコンクリート工場に提供の協力を求めるものとするが、工場から提供の協力を得られなかった場合は、速やかに受注者が様式29により監督員に通知することで、本特記仕様書で定める対象工事から除外するものとする。

(その他)

第５条　この特記仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。